

開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告

# 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示 についての検討

平成29年 8 月22日

日本公認会計士協会

<目 次>

<b>検討結果の概要</b> .....	1
はじめに .....	2
1．これまでの検討の経緯 .....	2
(1) 「開示・監査制度の在り方に関する提言」 .....	2
(2) 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 .....	2
(3) 日本経済再生本部・未来投資会議における一体的開示の検討 .....	3
2．本 PT 報告の取りまとめに当たって .....	4
(1) 開示の一元化と一体的開示 .....	4
(2) 本 PT 報告の目的 .....	4
会社法と金融商品取引法における一体的開示 .....	5
1．一体的開示の二つの局面 .....	5
(1) 両法令に基づく開示書類の記載内容の共通化 .....	5
(2) 両法令に基づく開示書類の開示のタイミング .....	6
(3) 解釈の明確化等の必要性について .....	7
2．一体的開示を進めるメリット及びそれぞれのシナリオの特徴の考察 .....	7
一体的開示における監査上の論点・留意点 .....	13
< 論点 >	
1．表示方法の変更 .....	13
2．比較情報及び過年度遡及処理の取扱い .....	14
3．後発事象の取扱い .....	16
< 留意点 >	
1．会社法上の計算書類と金融商品取引法上の財務諸表の範囲の相違 .....	17
2．開示書類に含まれる財務諸表以外のその他の記載内容の監査人の関与 .....	18
おわりに .....	19
【付録】開示制度の検討状況 .....	20

## 検討結果の概要

「事業報告・計算書類（以下「事業報告等」という。）と有価証券報告書の一体的開示」（以下「一体的開示」という。）について、会社法と金融商品取引法の開示及び監査の一元化の実現に向けて着実に進んでいくための一つの施策となることを期待する。

一体的開示の促進のためには、事業報告等と有価証券報告書の記載内容を共通化、一体化することについて、法令上問題がないことを周知し関係者が利用しやすい環境を整える必要がある。

一体的開示の取組により、会社法の事業報告等と金融商品取引法の有価証券報告書の記載内容が整理・共通化・合理化されれば、作成者及び監査人にとっては開示書類の作成及び監査の負担を軽減でき、株主・投資家にとっては詳細な開示書類を株主総会前に入手できる可能性が高まるなどの利点がある。

一体的開示の方法としては、会社法と金融商品取引法のそれぞれの法令に基づく「二組の開示書類を段階的に開示する方法」と両法令の開示要請を満たす「一組の開示書類を一時点で開示する方法」が考えられる。後者の方法で、一組の開示書類として開示することになれば、作成者及び監査人にとっては、開示書類の作成及び監査の負担がより軽減され、株主・投資家にとっては、一度に必要な情報がまとめて入手でき、より利便性が高まるなど更なる利点がある。

一体的開示における監査では、現行制度の監査でも同様の論点・留意点があるものの、一体的開示のため特に留意すべき点が存在する。監査上の論点・留意点は、一体的開示の方法として「二組の開示書類を段階的に開示する方法」又は「一組の開示書類を一時点で開示する方法」のどちらを採用するかで異なる。また、一体的開示の特有の論点として、比較情報及び過年度遡及処理の取扱いには留意する必要がある。一方で、後発事象の問題については、一組の開示書類として一時点で開示されれば解消されることになる。

一体的開示に向けた実務が促され、効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定につながることを期待する。今後も会社法と金融商品取引法の開示及び監査の一元化が実現できるよう意見発信を行っていく所存である。

## はじめに

### 1. これまでの検討の経緯

#### (1) 「開示・監査制度の在り方に関する提言」

日本公認会計士協会（以下「協会」という。）では、平成27年11月に、開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告「開示・監査制度の在り方に関する提言 - 会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察 -」（以下「一元化PT報告」という。）を公表している。

日本再興戦略改訂2014（平成26年6月）では、「コーポレートガバナンス・コードの策定」と「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進」が具体的施策として掲げられた。これを受けて、金融庁及び株式会社東京証券取引所を事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」から「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(平成27年3月5日)、株式会社東京証券取引所から「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(平成27年6月1日)、経済産業省に設置された「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」から「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(以下「対話促進研究会報告書」という。)(平成27年4月23日)が公表されている。一元化PT報告は、これらの文書の公表を受けて取りまとめたものである。

一元化PT報告における提言の概要は、次のとおりである。

投資家が必要とする十分な情報を効果的かつ効率的に提供するとともに、情報開示の不効率性及び監査対象の重複、後発事象の取扱いといった二元的開示制度による我が国固有の問題点を克服するため、会社法と金融商品取引法の法定開示における財務情報は一元化し、監査も実質的に一元化すべきである。

各上場会社が、株主・投資家が必要とする情報を信頼性あるものとして提供できるタイミングに基づき、1か月程度の議案検討期間を確保したスケジュールで情報開示を含む株主総会関連日程を設定すべきである。

上記に従い、定時株主総会開催日の設定に当たっては、従来の決算日後3か月以内の開催には拘らず、決算日後3か月を超える日程での開催も当然のこととする柔軟な対応により、株主総会の分散化を図るべきである。

その後、上場企業等の開示の在り方については、以下のとおり、関係省庁等において様々な検討が重ねられている（【付録】開示制度の検討状況参照）。

#### (2) 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告

日本再興戦略改訂2015（平成27年6月）において、企業の情報開示について株主・投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融庁の金融審議会において、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく開示を検討し、統合的な開示の在り方について検討を行うことが織り込まれた。

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下「金融審WG」という。）は、平成27年11月から5回にわたり検討を行い、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 建設的な対話の促進に向けて -」（以下「金融審WG報告」という。)(平成28年4月18日)を公表した。

金融審WG報告においては、以下の方向性が示された。

制度開示（決算短信、事業報告等、有価証券報告書）の開示内容の整理・共通化・合理化  
開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、両者の一体的な書類としての開示などをより容易にする。

非財務情報の開示の充実

有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実し、任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進する。

より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間において情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進する。

会社法と金融商品取引法の開示に関しては、「事業報告・計算書類で記載した内容を参照して有価証券報告書で記載する、あるいは有価証券報告書で記載する内容を参照して事業報告・計算書類に記載することで、両者を実質的に一体化して作成・開示することがより容易となる。また、開示時点を合わせることにより、両者を一体の書類として開示することもより容易になる。」とされている。同報告では、記載内容の更なる共通化や一体化を目指し継続的な取組を行っていくことが望まれるとされている。

### (3) 日本経済再生本部・未来投資会議における一体的開示の検討

日本再興戦略2016（平成28年6月）では、金融審WGの結果を受けて、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示、並びにそれに関連する年度の決算短信や監査報告の在り方について、（中略）制度的に要請されている事項を一体的に開示する場合の関係省庁による考え方を整理し、その内容を踏まえ、開示内容の更なる制度的な共通化が可能な項目があれば、必要な作業内容と期限を含め、具体的な共通化の進め方について、本年度中に結論を得る。」とされ、今後も継続して一体的開示について検討していくことが施策として挙げられている。

これを受けて、日本経済再生本部の下、日本再興戦略2016における「第4次産業革命官民会議」の役割を果たすものとして、未来投資会議が設置されている。この未来投資会議構造改革徹底推進会合「企業関連制度改革・産業構造改革 長期投資と大胆な再編の促進」では、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討」として以下の点が説明されている。

再興戦略2016に基づき、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現を目指し、関係省庁等と共同で、二つの制度開示の共通化（項目整理や重複解消等）の検討を進める。

対話に意欲的な企業の協力を得て、当該企業の実際の開示に基づく対照表を作成し、開示の規則ではなく、企業の実際の開示事例から、事業報告等と有価証券報告書における開示の差異の棚卸を行い、当該差異を類型別に分類する。

対照表の分析結果も踏まえ、同種・類似の事項について異なる要素を記載している場合、類型を細分類し、企業の視点から、開示の差異が発生した理由を明確化にし、共通化に向けた考え方や進め方を提示していく。

未来投資会議では、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示について、継続的に関係省庁等による検討状況の報告がなされている。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 「未来投資戦略2017」（平成29年6月）では、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示について引き続き更なる検討を行うことが具体的施策として掲げられている。

## 2. 本 PT 報告の取りまとめに当たって

### (1) 開示の一元化と一体的開示

協会は、一元化PT報告に記載のとおり、会社法と金融商品取引法の法定開示の財務情報及び監査の一元化を提言している。一元化PT報告における「財務情報の一元化」とは、会社法と金融商品取引法の法定開示書類のうち財務情報を完全に一本化することを指向するものであり、監査対象である財務情報に焦点を絞っている。しかし、一体的開示における記載内容の整理・共通化・合理化の対象には非財務情報も含まれていることから、本PT報告では、開示書類全体を検討対象としており、「一元化」とは、会社法と金融商品取引法の両方の制度目的を満たす一組の開示書類とすることを指向するものとしている。

一方、金融審WG報告及び未来投資会議における一体的開示は、企業が任意にオプションとして選択できる方法という前提に立ち、まずは、会社法の事業報告等と金融商品取引法の有価証券報告書の記載内容の整理・共通化・合理化を図り、効果的、効率的な開示を目指すことが示されている。記載内容の共通化により、会社法の事業報告等と有価証券報告書を相互に参照することも可能であり、両者を実質的に一体化して作成、開示することがより容易となる。更に開示時点を合わせることで、両者を一体の書類として開示することもより容易になるとしている。つまり、ここでいう「一体化」は、記載内容の共通化により相互利用を行い、結果として両法令の開示の一体化を図ることに加え、両法令の制度目的を満たす一組の開示書類の作成、開示も最終的な形態として含まれているものと考えられ幅広い対応方法が想定されているものとする。

したがって、本PT報告では、以下のように用語を使い分けて記載している。

一元化	一体的開示
会社法と金融商品取引法の規定において要求される法定開示書類（財務情報及び非財務情報）を一本化する。	事業報告等と有価証券報告書の記載内容ができる限り共通化し、相互利用することにより、実質的に一体化して作成、開示する。さらに、両者の開示時点を合わせることでより一体の書類として開示する。

### (2) 本 PT 報告の目的

協会は、一元化は、情報開示の不効率性及び監査対象の重複を解消する観点から、一組の開示書類の作成を最終的な形態であると捉えている。一体的開示の議論では、現行の開示制度との変化の程度を調節できる対応方法（例えば、記載内容の整理・共通化・合理化を図る程度及び開示時期）を様々な組み合わせることが可能であることが示唆されており、一元化を段階的に進めるための工程を示していると考えている。

そこで、本PT報告では、一体的開示について、両法令に基づく開示書類の開示のタイミングで想定されるメリットと特徴及び監査上の論点・留意点について取りまとめている。

本PT報告が、関係省庁等における一体的開示の検討に寄与し、ひいては、会社法と金融商品取引法の開示及び監査の一元化の実現に向けて着実に進んでいくことを期待する。

# 会社法と金融商品取引法における一体的開示

## 1. 一体的開示の二つの局面

関係省庁等で検討されている会社法と金融商品取引法の一体的開示の議論には、以下の二つの側面が含まれている。

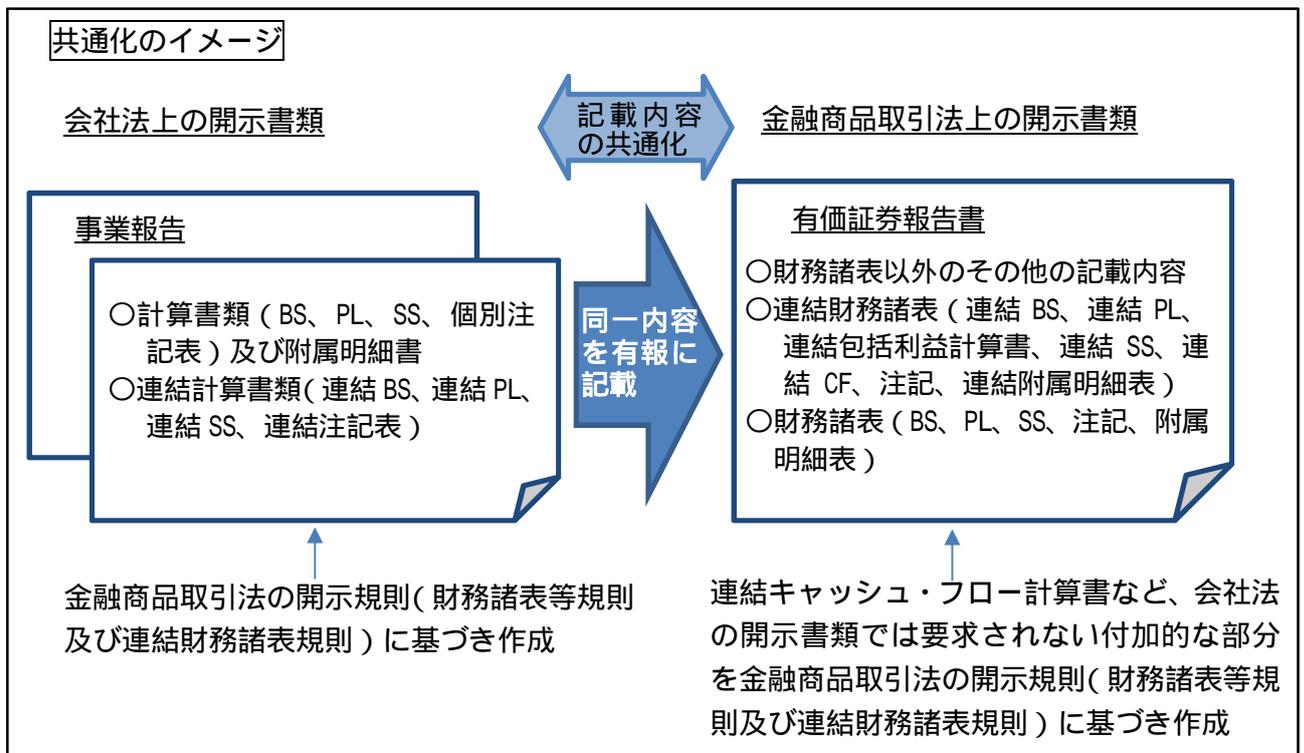
開示内容：会社法及び金融商品取引法の両方の法定開示事項を満たすように、事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化を進める。

開示時点：開示時点を合わせることで、両者を一組の開示書類として開示する。

### (1) 両法令に基づく開示書類の記載内容の共通化

会社法と金融商品取引法に基づく事業報告等と有価証券報告書の記載内容については、できる限り共通化を図り、それぞれの法令で独自に必要な部分を追加する方向で議論が進められていると理解している。記載内容のうち、財務諸表の共通化に当たっては、協会は、より詳細な開示規則である金融商品取引法の開示規則（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財務諸表規則」という。））をベースに財務諸表及び連結財務諸表を作成し、会社法においても基本的にそれらを計算書類として利用し、会社法独自の記載事項を補足する方法が最も利便性が高いと考えている。

記載内容の共通化により、作成者及び監査人の作成及び手続の効率化が期待される。



会社法の計算書類及び連結計算書類の注記については、以下の二つの方法が考えられる。

現行の会社計算規則で注記が求められている事項のみ、注記内容を金融商品取引法の開示規則に合わせて注記する方法

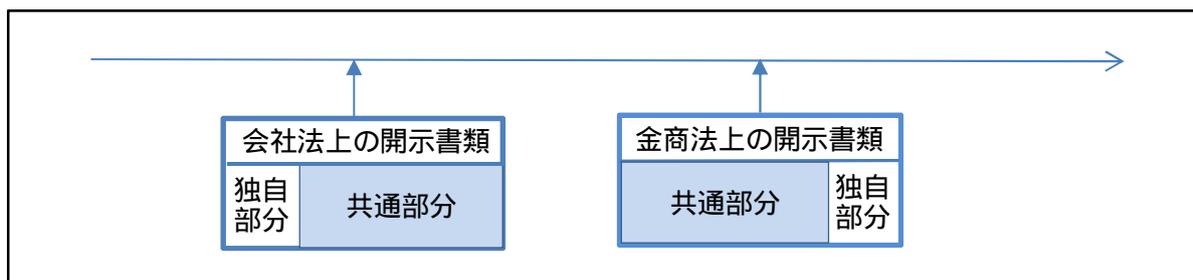
会社計算規則で求められる注記を含め、金融商品取引法の開示規則で求められる注記を全て注記する方法

## (2) 両法令に基づく開示書類の開示のタイミング

会社法と金融商品取引法に基づく開示内容を共通化したとしても、現行制度上では、会社法の事業報告及び計算書類、金融商品取引法の有価証券報告書をそれぞれの法定期限内に提出する必要がある。このため、記載内容を共通化した開示書類の開示のタイミングとしては、以下の二つの方法が考えられる。

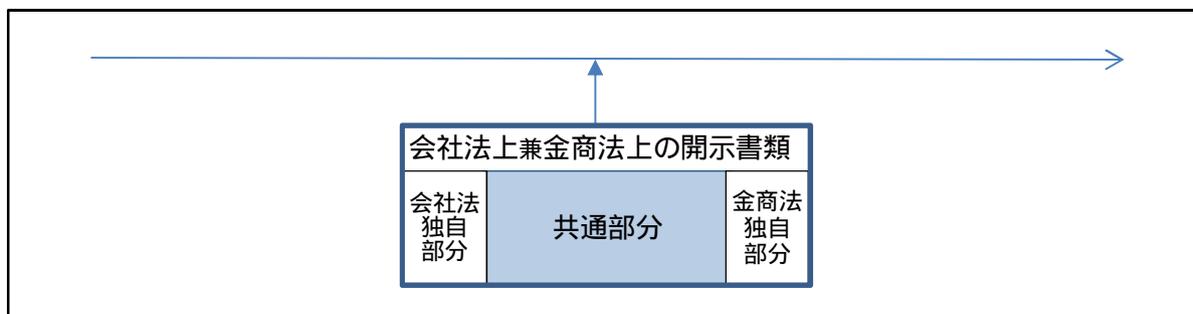
段階的に開示する方法：会社法、金融商品取引法に基づき、それぞれの法定期限ごとに共通化した内容を含む開示書類を作成、開示していく方法

「対話促進研究会報告書」でモジュール型開示として提案されていた方法であり、現在の決算スケジュールと同様に、会社法と金融商品取引法の法定開示期限までにそれぞれの開示書類を作成、開示する。



一時点で開示する方法：会社法、金融商品取引法の法定期限内の一時点において両法令の開示要請を満たす開示書類を作成、開示する方法

理論上は、できる限り共通部分を最大化し、両法令の独自部分を付加した二組の開示書類を同時に開示する方法と、両法令の開示要請を満たす一組の開示書類を作成し、開示する方法（下図）が考えられる。



### (3) 解釈の明確化等の必要性について

事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化を図ること自体は、現行法の枠内でも実施可能なものが多いと考えられる。これは、会社法の会社計算規則は、勘定科目の表示についての自由度が高く、例えば、会社法独自の注記等を追加した上で、計算書類及び連結計算書類を金融商品取引法の財務諸表等規則及び連結財務諸表規則に従って作成したとしても、問題が生じないと考えられるためである。

しかしながら、現行法令上で会社法の計算書類を金融商品取引法の財務諸表等規則に従って作成することが可能であることについて企業や株主、投資家等の利用者に周知されておらず理解が進んでいない。このため、記載内容の共通化を推進するためには、会社法の会社計算規則における計算書類は、財務諸表等規則ベースで作成することが可能であることを明確にする必要があると考える。所管官庁等から公表物によりその旨を明確に周知し、企業や株主、投資家等の利用者が一体的開示による書類を安心して採用及び利用できる環境を整えるべきであると考えられる。

## 2. 一体的開示を進めるメリット及びそれぞれのシナリオの特徴の考察

一体的開示を進めるメリット及び特徴を以下の三つのシナリオに分けて考察する。いずれも3月決算の上場会社を想定している。なお、検討に当たっては、以下の点を考慮して、決算・株主総会のスケジュールに及ぼす影響を検討している。

現行の会社法によれば、株主総会の招集通知は定時株主総会開催日の2週間前までに株主に提供される必要がある。多くの有識者会議、研究会等で機関投資家の要望として議案検討期間が1か月程度あることが望ましいとの意見<sup>2</sup>が示されていることから議案検討期間を1か月確保する<sup>3</sup>日程としている。

現行法でも可能な議決権行使基準日を決算日以外に設定する場合(便宜的に5月末を議決権行使基準日<sup>4</sup>としている。)も検討している。

シナリオ	想定している状況	特徴
シナリオ1 (二組の開示書類を段階的に開示する方法)	・ 会社法の開示書類と金融商品取引法の開示書類の記載内容は、可能な限り共通化されている。計算書類及び連結計算書類は、会社計算規則により求められている注記を含め、金融商品取引法の開示規則(財務諸表等規則及び連結財務諸表規則)に	記載内容の共通化により、作成者の開示書類の作成負担を軽減できる。また、監査人は監査手を省力化できる。 株主総会招集通知に添付される計算書類及び連結計算書類は、財務諸表等規則及び連結財務諸表規則ベースのものとなるため、現在よりも内容が詳細になり充実する。

<sup>2</sup> 株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書「1-2 株主総会関連日程に関する問題意識～機関投資家からの声を中心に 1-2-1 議案の検討期間・対話期間の確保」P.66～P.67

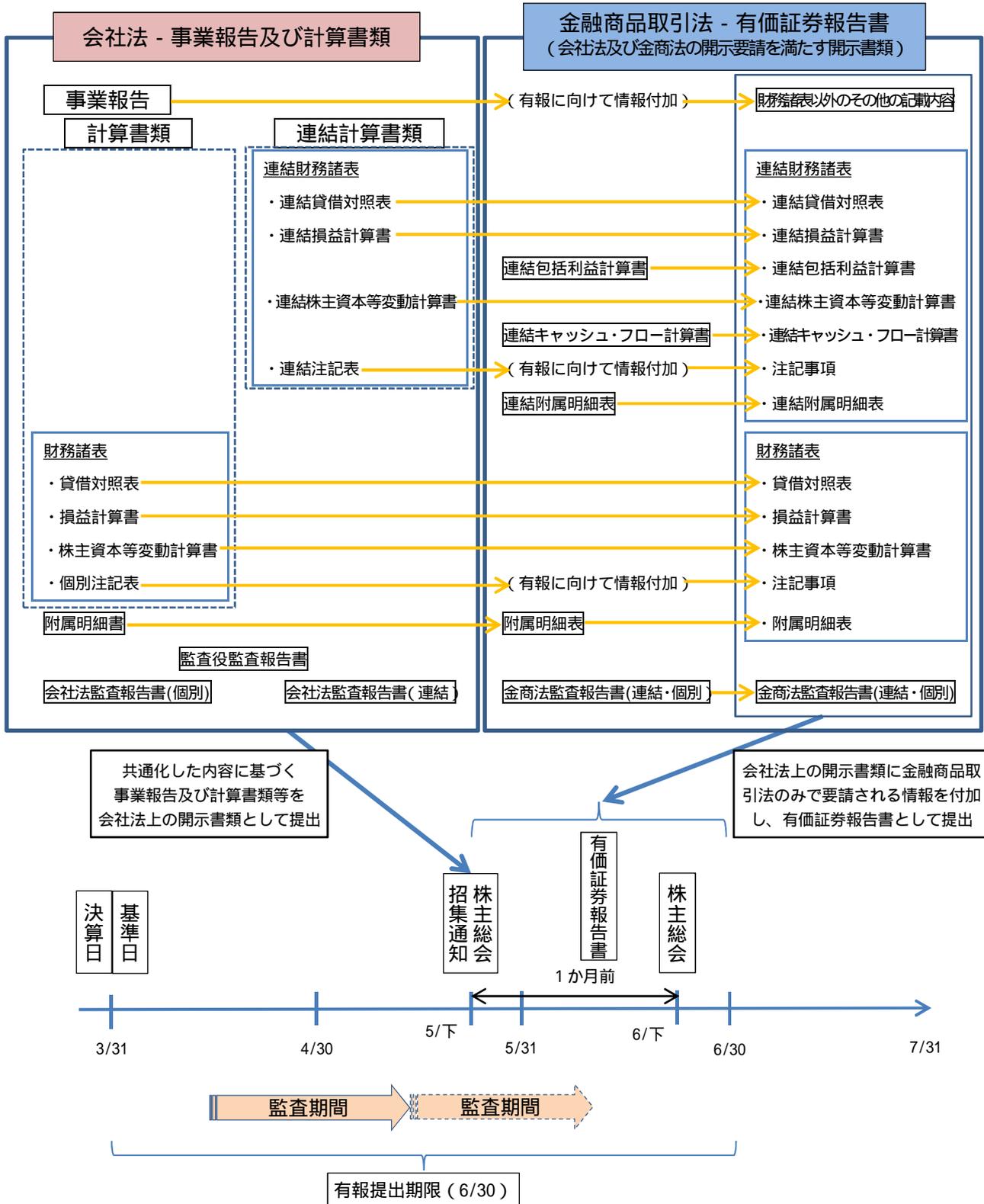
<sup>3</sup> 法制審議会において、会社法制の見直しとして株主総会の招集通知添付書類の原則電子化に関する審議がされている。会社法制が見直されれば、印刷・封入・郵送のための期間を極力省くことが可能となり議案検討期間を確保しやすくなると考えられるが、その影響は考慮していない。

<sup>4</sup> 本PT報告では、全国株懇連合会から平成28年10月に公表された「企業と投資家の建設的な対話に向けて～対話促進の取組と今後の課題」を参考に、エンプティボーディングの問題(基準日から総会日が3か月もある問題)があることから基準日を5月末に設定、株主総会開催は7月末を想定して検討を行っている。

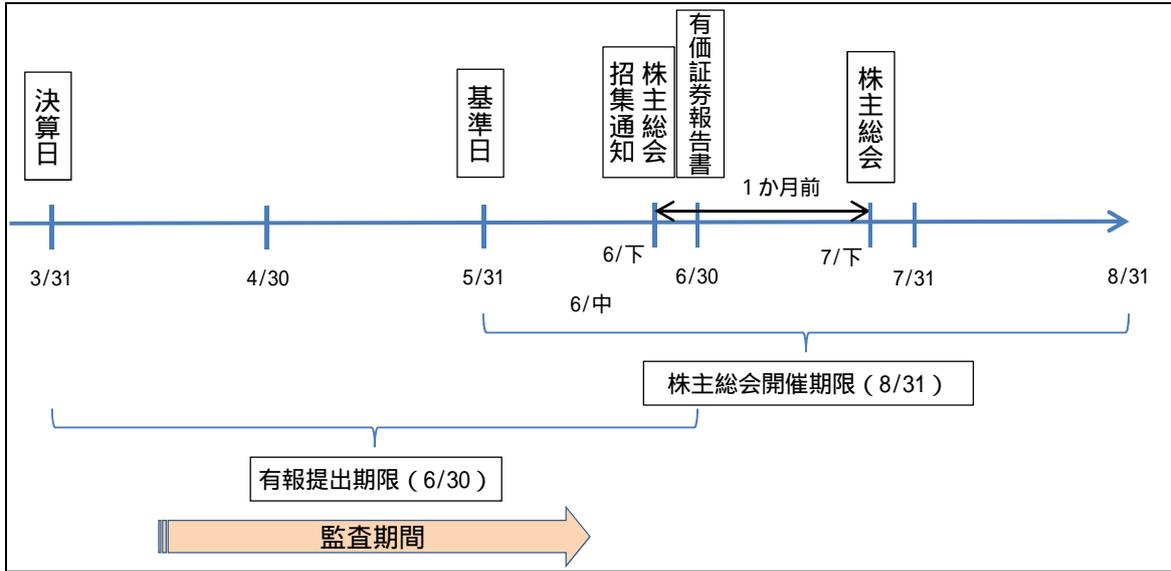
シナリオ	想定している状況	特 徴
	<p>基づいて作成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社法の株主総会招集通知は5月下旬に発送、有価証券報告書は法定期限内の6月末(株主総会前)までに提出する。</li> <li>・ 基準日を3月末とし、株主総会を6月下旬に開催する。</li> </ul>	<p>現行の決算スケジュールに近く企業にとって採用しやすい方法であると考えられるが、計算書類作成のための適正な作成期間及び監査期間の確保について配慮が必要となる。</p> <p>株主総会前に有価証券報告書を株主に提供することは可能であるが、十分な議案検討期間を確保するのは、多くの会社で困難である。</p> <p>会社法監査報告書と金融商品取引法監査報告書が別の時期に作成されるため、現行と同じく後発事象の問題は解決されない。</p>
<p>シナリオ2 (二組の開示書類を段階的に開示する方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シナリオ1と同じく、会社法の開示書類と金融商品取引法の開示書類の記載内容は、可能な限り共通化されている。計算書類及び連結計算書類は、会社計算規則により求められている注記を含め、金融商品取引法の開示規則(財務諸表等規則及び連結財務諸表規則)に基づいて作成されている。</li> <li>・ 会社法の株主総会招集通知は6月下旬に発送、有価証券報告書は法定期限内の6月末(株主総会前)に提出する。</li> <li>・ 基準日を5月末とし、株主総会を7月下旬に開催する。</li> </ul>	<p>記載内容の共通化により、作成者の開示書類の作成負担を軽減できる。また、監査人は監査手続を省力化できる。</p> <p>株主総会招集通知に添付される計算書類及び連結計算書類は、財務諸表等規則及び連結財務諸表規則ベースのものとなるため、現在よりも内容は詳細になり充実する。</p> <p>基準日の変更により株主総会開催日を後ろ倒しすることにより、適正な作成期間及び監査期間が確保できる。</p> <p>株主総会を後ろ倒しすることにより、株主総会前に有価証券報告書を十分な議案検討期間を確保した上で株主に提供することが可能である。</p> <p>会社法監査報告書と金融商品取引法監査報告書が別の時期に作成されるため、現行と同じく後発事象の問題は解決されないが、会社法監査報告書と金融商品取引法監査報告書の日付を接近させることができるため、後発事象が生じる可能性が低くなる。</p>
<p>シナリオ3 (一組の開示書類を一時点で</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社法、金融商品取引法の開示要請を満たす開示書類(現在の有価証券報告書に会社法独自の記載事項を加えた詳細な書類)が一組作成されている。</li> </ul>	<p>作成者及び監査人は、段階的に書類が作成される場合に比べて追加で発生する作成及び手続(情報の整合性の確認や後発事象が発生しているかどうかの確認など)を省くことができる。</p>

シナリオ	想定している状況	特 徴
開示する 方法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社法、金融商品取引法の法定期限内に開示時点を合わせて一度に上記の開示書類を開示する。</li> <li>・ 基準日を5月末とし、株主総会を7月下旬に開催する。</li> </ul>	<p>株主総会招集通知には、財務諸表等規則及び連結財務諸表規則ベースの計算書類等が添付され、現在よりも内容は詳細になり充実する。また、株主・投資家などの利用者にとって、利用する情報が全て一つの書類に統合されることから、利用者にとっては最も分かりやすい形で情報を入手できる。</p> <p>株主に対しより詳細な情報を提供することになるため、会社としては、冊子とするための印刷及び郵送のコストが現状よりも高くなる。株主総会招集通知添付書類の原則電子化により今後解決されることが期待される。</p> <p>また、個人株主が株主総会における議決権行使に必要な情報を選別しにくくなる可能性があるため、説明資料により会社が株主にとって必要な情報を把握できるように工夫することが望まれる。</p> <p>両法令を満たす開示書類を一時点で作成することになるため、適正な作成期間及び監査期間が必要であり、現行の実務を前提とすれば、基準日を変更して株主総会開催日を後ろ倒しすることが多くの会社において必要となると考えられる。</p> <p>株主総会を後ろ倒しにすることにより、株主総会前に株主に詳細な開示書類を提供することができ、株主・投資家と会社との対話に役立てることができる。</p> <p>開示書類完成時に会社法及び金融商品取引法の両法令に基づく監査報告書が提出されることになるため、現行決算スケジュールで問題となる後発事象の問題は発生しない。</p>

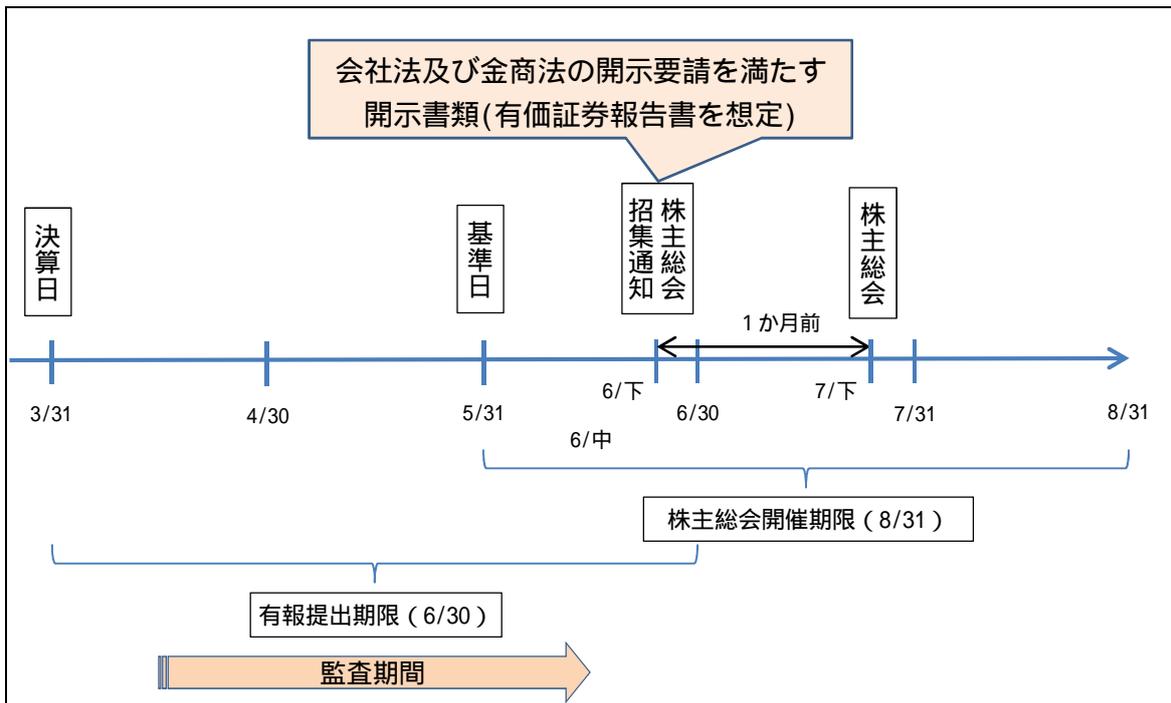
シナリオ1 <それぞれの法令に基づく二組の開示書類を段階的に開示する方法>  
 決算日及び基準日を3月末とし、株主総会を6月下旬に開催する場合



**シナリオ2** <それぞれの法令に基づく二組の開示書類を段階的に開示する方法>  
 決算日を3月末、基準日を5月末とし株主総会を7月下旬に開催する場合



**シナリオ3** <両法令の開示要請を満たす一組の開示書類を一時点で開示する方法>  
 決算日を3月末、基準日を5月末とし株主総会を7月下旬に開催する場合



上記の分析に基づき、一体的開示を進めることによるメリットを要約すると以下のようになる。

- 作成者及び監査人のメリット 開示書類の作成及び監査の負担を軽減できる。
- 記載内容の共通化により、重複して行っている書類の作成及び一連の社内承認手続、調整のために必要とされる手間や時間を削減することが可能となる。監査においても、

事業報告等と有価証券報告書の監査対象となる財務書類が統一されれば、各々の開示書類に係る表示検討の監査手続が効率化される。このため、作成者及び監査人の作成及び手続が効率化し、両者の負担が軽減されることにより、限られた期間の中でより注力すべき作成及び手続に資源を投入することが可能となる。

また、両法令の開示要請を満たす一組の開示書類に統合した場合は、作成者の負担がより軽減される。また、監査においても、同じ書類の整合性を確認する必要がなくなるため負担が削減される上に、後発事象の問題<sup>5</sup>が解消されるメリットがある。

株主・投資家のメリット 詳細な開示書類を株主総会前にまとめて入手できる。

記載内容の共通化が進むことにより、現行に比べ、より詳細な情報が会社法の開示書類に織り込まれ、作成者及び監査人の作成及び手続の効率化により、株主総会前に有価証券報告書を提出できる可能性が高まるものと考えられる。

また、両法令の開示要請を満たす一組の開示書類に統合した場合は、株主、投資家などの利用者側にとって、一度に必要な情報がまとめて入手でき、利便性が高まる。さらに、株主総会前により詳細な情報を提供することになるため、適正な議案検討期間を踏まえた適切な時期に開示書類を提供し、建設的な対話が促進されると思われる。

#### 市場関係者別のメリットの要約

方法	作成者	監査人	株主・投資家
二組の開示書類を段階的に開示する方法	開示書類作成の負担が軽減される。	監査が省力化される。	○会社法上の開示書類がより詳細になり、建設的な対話に寄与することが期待される。
一組の開示書類を一時点で開示する方法	開示書類作成の負担がより軽減される。 後発事象の調査が一度で済む。 ○株主総会前により詳細な情報提供を行うことにより株主・投資家などの利用者との対話が進む。	監査がより省力化される。 後発事象の問題が解消される。	一度に必要な情報がまとめて入手でき、より利便性が高まる。 株主総会前により詳細な情報が提供され、対話が促進され、議案検討に資する。

<sup>5</sup> 後発事象とは、期末日の翌日から監査報告書日までに発生した事象を意味するものであり、重要な後発事象として当該事業年度の財務諸表の修正を要する事象（以下「修正後発事象」という。）と、当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼすため、当該事業年度の財務諸表に注記を要する事象（以下「開示後発事象」という。）とに分類される。本来、会社法の計算書類であっても、金融商品取引法の財務諸表であっても、修正後発事象であれば、当該事業年度の財務諸表を修正する必要があるということになるが、我が国では、会社法の計算書類と金融商品取引法の財務諸表との単一性を重視し、会社法監査報告書提出後、金融商品取引法監査報告書の提出までに発生した修正後発事象については、有価証券報告書では開示後発事象に準じた取扱いをすることとしている。詳細は、一元化PT報告P.10「後発事象の問題克服の必要性」を参照。

## 一体的開示における監査上の論点・留意点

一体的開示における監査では、会社法と金融商品取引法の開示書類を二組の開示書類として段階的に開示するか一組の開示書類として一時点で開示するかで監査上の論点・留意点は異なる。

	二組の開示書類を段階的に開示する方法	一組の開示書類を一時点で開示する方法
< 論点 >		
1. 表示方法の変更	✓	✓
2. 比較情報及び過年度遡及処理の取扱い	✓	✓
3. 後発事象の取扱い	✓	N/A
< 留意点 >		
1. 会社法上の計算書類と金融商品取引法上の財務諸表の範囲の相違	✓	N/A
2. 開示書類に含まれる財務諸表以外のその他の記載内容の監査人の関与	✓	✓

### < 論点 >

#### 1. 表示方法の変更

会社法の計算書類は会社計算規則により作成され、金融商品取引法の財務諸表は連結財務諸表規則及び財務諸表等規則により作成されている。両法令の財務書類について一体的開示のために記載内容の共通化を行う場合、前年までと異なる勘定科目名を用いたり、財務諸表の表示や注記の記載を変更する必要が生じることが想定される。

企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「過年度遡及会計基準」という。)では、表示方法は、次のいずれかの場合を除き、原則として、每期継続して適用するとされている(過年度遡及会計基準第13項)。

(1) 表示方法を定めた会計基準又は法令等の改正により表示方法の変更を行う場合

(2) 会計事象等を財務諸表により適切に反映するために表示方法の変更を行う場合

一体的開示の取組は、日本再興戦略2016を受けて関係省庁が協議し、企業の持続的成長のための株主・投資家との建設的な対話のためのツールとして企業が任意に選択できるように検討が行われている。法令等の改正が行われた場合は、過年度遡及会計基準第13項(1)により一律に表示方法の変更の判断が可能であると考えられるが、記載内容の共通化自体は、現行法の枠内で実施可能なものも多いと考えられている。

このため、現行法の枠内で記載内容の共通化を実施する場合は、会社と監査人で協議の上、一体的開示に向けた表示方法の変更の内容が、会計事象等を財務諸表により適切に反映すると判断されれば、過年度遡及会計基準第13項(2)により表示方法の変更が可能になると考えられる。この場合は、会社法の計算書類が金融商品取引法の財務諸表等規則に従って作成することが可能であることについて、企業や株主、投資家等の利用者の理解が進んでいないと考えられるため、現行法の枠内で記載内容の共通化を行いやすくするために、会社法の計算書類は、財務諸表等規則ベースで作成することが可能であることを所管官庁等からの公表物により明確に周知されることが必要であると考えられる。

なお、表示方法を変更した場合は、過年度遡及会計基準第16項に基づき表示方法の変更に関する注記を付すことになる。変更理由の注記では、例えば、日本再興戦略等において記載内容の共通化の取組が進められている背景を含めて記載することが考えられる。

## 2. 比較情報及び過年度遡及処理の取扱い

現行法令上、会社法の計算書類は当年度のみ財務諸表(表示期間が1年)であるが、金融商品取引法の財務諸表は比較情報を含む方式(表示期間が2年)で作成することが求められている。このような法令で求められる財務情報の表示期間の相違に起因する本論点は、一体的開示を二組の開示書類を段階的に開示する方法でも関連するが、一組の開示書類を一時点で開示する方法ではより重要な論点となると考える。

会社法における監査対象は当年度の計算書類であるため、比較情報を原因として監査意見に除外事項が付される場合を現行の会社法は想定していない。したがって、会社法において一体的開示を行う場合に、比較情報をどのように取り扱うかについて整理が必要である。

### 新たな会計方針の遡及適用の累積的影響額を反映させる時点及びその開示

会社法計算書類は表示期間を1年とする単年度開示であるため、新たな会計方針の遡及適用を行った場合の累積的影響額は、過年度遡及会計基準に基づき当期首(=最も古い表示期間の期首)の額に反映し、注記する(会社計算規則第102条の2第1項第3号、過年度遡及会計基準第7項、第10項(6)、第11項(4))。なお、会社計算規則上、当期の計算書類に併せて過年度事項を参考情報として記載することができ、この過年度事項に過年度遡及処理の結果を反映させることもできる(会社計算規則第133条第3項)が、この情報は、計算書類を構成しない情報と位置付けられ、過年度遡及会計基準の適用による過年度遡及処理とは異なる参考情報にすぎず、会社法監査の対象には含まれない。

一方、金融商品取引法財務諸表には比較情報が記載され、遡及適用を行った場合の累積的影響額は、過年度遡及会計基準に基づき前期首(=最も古い表示期間の期首)の額に反映し、注記する(財務諸表等規則第8条の3、第8条の3の2、連結財務諸表規則第14条の2、第14条の3、過年度遡及会計基準第7項、第10項(6)、第11項(4))。

過年度遡及の影響額を当期首の残高に影響させるか、前期首の残高に影響させるかの違いは、当期の株主資本等変動計算書に記載される数値や会計方針の変更に伴う影響額の注記の金額の相違、つまり、監査対象の財務諸表の内容の相違となって表れる。

株主・投資家などの利用者にとっての理解しやすさの観点からは、有価証券報告書提出会社については、財務情報の表示期間を2年に揃えた上で会社法上の開示書類と金融商品取引法上の開示書類を一組の開示書類とした方がよいと考える。

### 過去の重要な誤謬の訂正の方法

財務情報の表示期間の相違のほか、会社法と金融商品取引法では、過去の誤謬の訂正方法が相違している。

過去の計算書類に重要な誤謬が発見された場合、前期の計算書類について再確定(会社法の規定に基づく監査や、株主総会への報告等の再実施)が必要なほどの重

要性がある場合を除いて、会社法計算書類における過去の誤謬の訂正は、過年度遡及会計基準に基づき当期首の額に反映し、注記する方法が採られている（会社計算規則第102条の5）。なお、上述のとおり、会社計算規則上、当期の計算書類に併せて過年度事項を参考情報として記載することができる（会社計算規則第133条第3項）が、この情報は、計算書類を構成しない情報と位置付けられ、会社法監査の対象には含まれない。

一方、金融商品取引法上、有価証券報告書等に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため内容を訂正する必要があるとき、又は会社が訂正を必要とするものがあると認めた場合は、訂正報告書の提出が求められており、原則的には再監査の上、監査報告書の添付が求められている。過年度遡及会計基準第21項では、過去の重要な誤謬について、比較情報として示される前期数値を修正再表示することにより解消することが可能とされているが、金融商品取引法の財務諸表では、このような方法を採用することは、実務上、一般的には想定されていない。

過去の重要な誤謬について、金融商品取引法上は訂正報告書を提出した場合であっても、会社法上は、当期の会社法計算書類の期首の額において過年度の誤謬の訂正を行う（会社計算規則第102条の5、過年度遡及会計基準第22項）ことが、少なくない。この場合、当期の会社法計算書類では過去の誤謬の訂正を行うが、当期の金融商品取引法の財務諸表では、訂正報告書により過去の重要な誤謬は治癒されているため、誤謬の訂正（修正再表示）を行わない（行う必要はない）こととなる。

株主・投資家などの利用者にとっての理解しやすさの観点からは、このような過年度の誤謬の訂正方法の相違と表示期間の相違を解消する必要があると考えられる。また、両法令の開示書類を一組の開示書類とするためには、会社計算規則において財務情報の表示期間を2年とし、遡及処理又は過年度事項（参考情報）の取扱いを変更するとともに、会社法監査の対象に比較情報が含まれることに伴う決算確定手続の見直し<sup>6</sup>も必要になると考えられる。

一体的開示における固有の論点ではないが、効果的かつ効率的な開示の実現のためには金融商品取引法における財務諸表の誤謬の訂正実務の取扱いについても検討を行う必要があると考える。現状、過年度の誤謬の訂正は、四半期報告書を含め全て訂正報告書を提出する実務となっているが、利用者のニーズの観点から訂正された過去の四半期報告書の利用実態を調査し、利用されていないのであれば、有価証券報告書は訂正を行うが、四半期報告書については訂正報告書の提出に代えて、有価証券報告書の訂正報告書において訂正後の四半期情報を開示する方法などによる柔軟な対応も検討すべきではないかと考える。また、当期の財務諸表において、比較情報の修正再表示により訂正を行う方法も検討すべきと考える。

<sup>6</sup> 会社法の表示期間を2年とした場合、比較情報を原因として監査意見に除外事項が付されたときには、当該計算書類は株主総会における承認事項となるのかについて整理する必要がある。

### 3. 後発事象の取扱い

会社法上の開示書類と金融商品取引法上の開示書類が段階的に公表される場合、後発事象の対象期間が異なることになるため、会社法の監査報告書日から金融商品取引法の監査報告書日までの間に発生する修正後発事象<sup>7</sup>により、両法令に基づく決算数値が変動する可能性が生じる。現在は、同一事業年度の会社法上の開示書類と金融商品取引法上の開示書類における決算数値が相違することを回避することを重視して、同期間に発生した修正後発事象は開示後発事象に準じた取扱いをするという変則的な扱いが認められている。しかし、このような扱いは、我が国の会計基準固有のものであり、例えば、IFRSに基づく財務諸表を作成する場合は、我が国においても会計基準どおりの原則的な方法しか認められておらず、変則的な扱いを認める理由の説明が困難になってきている。

一元化PT報告において後発事象の問題として取り上げている「会社法監査報告書日後に監査人が知ることとなった事後判明事実の取扱い」、「会社法監査報告書日後に特定された開示すべき重要な不備の問題」についても、開示時点の相違から生じる両法令上の取扱いの整理が必要となっており、開示実務が複雑化している。

現状、会社法監査と金融商品取引法監査は別箇に行われるのではなく、監査人が行う監査手続は、両者共通の手続として実施される。しかしながら後発事象の手続については、監査報告書の日付が異なるため、金融商品取引法の監査報告の時点で、会社法監査報告書日以後、金融商品取引法監査報告書日までの後発事象の発生の有無を再度確認する必要が生じる。グローバルに展開している企業の場合、海外拠点の監査人への照会手続や訴訟の直近の状況を弁護士に照会する手続を二度行うなど、相当程度の監査工数を要するが、開示書類を段階的に開示する場合には、現行と同様に後発事象の手続を二度行うことに変わりはない。ただし、段階的に開示する場合であっても、会社法監査報告書と金融商品取引法監査報告書の日付を接近させることができれば、後発事象の影響を軽減することはできると考えられる。

一方、会社法上の開示書類と金融商品取引法上の開示書類が同日付けで公表される場合は、後発事象の問題は解消され追加的に行われている後発事象の手続に係る監査工数も削減できることになる。また、一組の開示書類としての開示が実現すれば、このような後発事象の問題はそもそも生じない。

後発事象の問題解消の観点からは、会社法の開示書類と金融商品取引法の開示書類を一度に開示するか、より抜本的に両者を統合し一組の開示書類とすることが望ましいと考えられる。後発事象の問題の解決は、情報利用者である株主・投資家からの理解を得ることにつながり、作成者及び監査人の作成及び手続の負担を減らすこともできる。

<sup>7</sup> 修正後発事象とは、「発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在しているため、財務諸表の修正を行う必要がある事象」をいう（監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」3）。

<留意点>

1. 会社法上の計算書類と金融商品取引法上の財務諸表の範囲の相違

会社法監査及び金融商品取引法監査においては、完全な一組の財務諸表を対象として監査が行われる。金融商品取引法及び会社法では、立法趣旨から、作成する財務諸表の範囲を次のとおり規定している。

	金融商品取引法	会社法
完全な一組の財務諸表	(財務諸表) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、関連する注記及び附属明細表 (連結財務諸表) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、関連する注記及び連結附属明細表	(計算書類) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表 (連結計算書類) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
根拠規定	財務諸表等規則第1条 連結財務諸表規則第1条	会社法第435条第2項、第444条第1項 会社計算規則第59条第1項、第61条

出所：監査基準委員会研究報告第3号「監査基準委員会報告書800及び805に係るQ & A」Q15 完全な一組の財務諸表の範囲」

キャッシュ・フロー計算書は、連結財務諸表を作成していない会社が作成する。

会社法上の開示書類と金融商品取引法上の開示書類について、記載内容の共通化を図るものの並列的に両法令に基づく開示書類として段階的に作成・開示する場合は、監査対象となる財務諸表一式が揃っている必要があり、部分的に個々の財務表について監査報告書を提出することは想定されていない。つまり、有価証券報告書に会社法の計算書類に含まれていた貸借対照表や損益計算書等と同内容のものが含まれていたとしても、金融商品取引法の監査において、追加的に作成される差分（例えば、キャッシュ・フロー計算書）のみを対象に監査報告書を出すことは想定されていないため留意する必要がある（作成時点の相違による後発事象は論点の3を参照）。したがって、会社法の計算書類の監査と、金融商品取引法の財務諸表の監査は、各々の開示書類に係る表示検討の監査手続は効率化されるが、それぞれ現行と同じように実施することになる。

一方で、両法令の監査手続の多くの部分は既に一体として行われているものの、一組の開示書類を監査対象とした場合は、表示検討や後発事象の監査手続なども含めて、負担がより軽減される。

なお、会社法では、単体の計算書類は全ての会社を対象に主たる財務諸表の位置付けとされている。一方で、金融商品取引法では連結財務諸表が主たる財務諸表という位置付けとなっている。一体的開示を進めるに当たっては両制度の調整が必要になると考えられるが、金融商品取引法が適用される会社のほとんどは企業グループとして事業を行っており、株主や投資家への説明も企業グループの観点から行われている実態を踏まえれば、会社法でも連結計算書類を主たる財務諸表として整理を行うべきと考える。

## 2. 開示書類に含まれる財務諸表以外のその他の記載内容の監査人の関与

監査した財務諸表を含む開示書類には、財務諸表及びその監査報告書以外の情報（以下「その他の記載内容」という。）が含まれることがある。監査基準では、その他の記載内容と財務諸表との間に重要な相違がある場合、監査報告書に追記情報として記載することを求めている。これに関する実務指針として、監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下「監基報720」という。）が整備されている。

その他の記載内容は監査の対象ではないが、その他の記載内容に監査した財務諸表と重要な相違がある場合、監査した財務諸表の信頼性が損なわれるおそれがあるため、監査人に、その他の記載内容を通読することを求めている。監査人は、その他の記載内容に財務諸表との重要な相違を発見した場合、又は通読の過程でその他の記載内容に事実の重要な虚偽記載を発見した場合、監基報720に従って以下の対応が求められる。

財務諸表に修正が必要な場合は、経営者に修正を求め、修正されない場合は監査意見への影響を検討する。

その他の記載内容の修正が必要と判断した場合は、経営者に修正を要請し、修正されない場合は監査報告書に追記情報として記載する。

このような監査人のその他の記載内容への関与は、非財務情報の拡充の方向が示されているため、我が国においても重要性が増すと考えられる。

なお、ISA ( International Standards on Auditing ) 720(改訂)「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(2016年12月期から適用)では、開示書類における非財務情報の拡大に伴い、その他の記載内容に対する監査人の関与の程度が強化されている。監査報告書においても、「その他の記載内容」の区分を設け、その他の記載内容に関する経営者の責任、監査人の責任とともに、その他の記載内容について報告すべき事項がなかった旨、又は重要な虚偽記載があった旨を記載することが求められている。また、上場会社の監査報告書においては、監査報告書日前に入手したその他の記載内容と監査報告書日以後に入手予定のその他の記載内容を特定することが求められており、監査報告書日後に五月雨式にその他の記載内容が提供されることになると、実務的には煩雑になるおそれがある。今後、監基報720においても導入が検討される予定であるため、留意が必要である。

## おわりに

本 PT 報告では、日本再興戦略 2016 で示された「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示」について、監査人の視点から検討を行った結果を取りまとめている。

我が国固有の二元的な開示制度はそれぞれ歴史があり、現在までの経験知を各社とも有しておりそれほどの負担感はないといった意見もあるが、会社法と金融商品取引法の開示書類は、外部に向けての公式資料であり、記載内容とそのチェックには多大な手数を要している。両法令に基づく記載内容を共通化することにより、作成者の負担が軽減されることは明らかであり、作成者にとってのメリットは大きいと考えられる。監査人にとっても、監査対象の財務諸表の共通化される部分が増えれば監査手続が省力化できるメリットがある。さらには、株主・投資家などの利用者側にとっても両法令の記載内容が共通化されることは望ましく、特に、一組の開示書類として一時点で開示されることとなれば、必要な情報が一つにまとめられることになり、より効果的で効率的な情報の利用が可能となる。このように一体的開示は、市場関係者全体にメリットがあると考えられる。

当面は、現行スケジュールを大きく変更することなく段階的に両法令による開示制度の差異を縮小し、中長期的には適正な議案検討期間の確保と適正な作成期間及び監査期間の確保を踏まえ、必要であれば議決権行使基準日の変更等の対応を行うことにより、適切な時期に一組の開示書類が利用者に提供されることが望ましいと考える。

日本再興戦略 2016 では、2019 年度前半を目途に実現を目指すものとして、「国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備」が掲げられている。本 PT 報告により、一体的開示に向けた実務が促され、効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定につながることを期待する。当協会は、一体的開示に向けた実務を促すための監査対応について引き続き検討していく予定である。

今後、政府の成長戦略等<sup>8</sup>において新たに具体的な施策が掲げられた際には、会社法と金融商品取引法の開示及び監査の一元化が実現できるように、協会としても積極的に検討に参加し意見発信を行っていく所存である。

以 上

---

<sup>8</sup> 「未来投資戦略2017」(平成29年6月)では、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示について引き続き更なる検討を行うことなどが具体的な施策として掲げられており、協会としても積極的に検討を行う予定である。

## 【付録】開示制度の検討状況

日本再興戦略改訂 2014 以降の再興戦略の具体的施策<sup>9</sup>への対応状況は次のとおりである。

再興 戦略	主な具体的施策（抜粋）とその対応状況
2014	<p><u>「コーポレートガバナンス・コード」の策定等</u></p> <p>上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。コードの策定に当たっては、東京証券取引所のコーポレートガバナンスに関する既存のルール・ガイダンス等や「OECD コーポレートガバナンス原則」を踏まえ、我が国企業の実情等にも沿い、国際的にも評価が得られるものとする。</p> <p>&lt;主な対応状況&gt;</p> <p>コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(平成 27 年 3 月 5 日)の公表</p> <p>株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(平成 27 年 6 月 1 日)の公表</p> <p><u>持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進</u></p> <p>企業と投資家との対話の促進の観点から、株主総会の開催日や基準日の設定等について国際的な状況を踏まえてその運用の在り方についての検討を行うとともに、産業関係団体等におけるガイドラインの検討を行う。</p> <p>また、企業と投資家に対する情報開示等について、企業が一体的な開示をする上での実務上の対応等を検討するため、関係省庁や関係機関等をメンバーとする研究会を早急に立ち上げる。</p> <p>&lt;主な対応状況&gt;</p> <p>持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(平成 27 年 4 月 23 日)の公表</p>
2015	<p><u>持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進</u></p> <p><u>統合的開示に向けた検討等</u></p> <p>企業の情報開示については、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、企業や投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、会社法、金融商品取引法、証券取引所上場規則に基づく開示を検証し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、各企業がガバナンス、中長期計画等の開示を充実させるための方策等を含め、統合的な開示の在り方について今年度中に統合的に検討を行い、結論を得る。</p> <p>&lt;主な対応状況&gt;</p> <p>金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 建設的な対話の促進に向けて - 」(平成 28 年 4 月 18 日)の公表</p>

<sup>9</sup> 「未来投資戦略2017」(平成29年 6 月)では、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示について引き続き更なる検討を行うことなどが具体的施策として掲げられている。

再興 戦略	主な具体的施策（抜粋）とその対応状況
	株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書」（平成28年4月21日）の公表
2016	<p><u>企業と投資家の建設的な対話の基盤となる企業の情報開示の実効性・効率性の向上等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示、並びにそれに関連する年度の決算短信や監査報告の在り方について、（中略）制度的に要請されている事項を一体的に開示する場合の関係省庁による考え方等を整理し、その内容を踏まえ、開示内容の更なる制度的な共通化が可能な項目があれば、必要な作業内容と期限を含め、具体的な共通化の進め方について、本年度中に結論を得る。</li> <li>・一体的な報告を作成するのに必要な時間が決算日以降企業側に十分に与えられることにより企業による一体的な開示を促進し、かつ、当該一体的な報告が株主総会よりも前に十分な時間的余裕をもって開示できるようにすることによって投資家の議案検討期間の確保や企業との対話を促進する観点から、対話を重視する企業が株主総会の日程や基準日を欧米諸国等の状況と比較しても合理的かつ適切に設定する（中略）ための総合的な環境整備の取組を進める。</li> </ul> <p>&lt; 主な対応状況 &gt;</p> <p>日本経済再生本部の未来投資会議において、関係省庁による「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示」等の検討状況が報告されている。</p> <p>株式会社東京証券取引所において決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について検討が行われ、平成29年2月に「有価証券上場規程」及び「決算短信作成要領・四半期決算短信作成要領」が改正されている。この改正により、決算短信・四半期決算短信には、監査及び四半期レビューが不要であることがより明確化されている。</p> <p>株式会社東京証券取引所の決算短信・四半期決算短信の様式の改正に合わせて、金融庁において「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正されている。</p> <p>平成29年度税制改正において上場企業等が定時株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、企業が決算日から3ヶ月を越えて定時株主総会を招集する場合、総会后に法人税の確定申告を行うことを可能とする措置が講じられている。</p>
	<p><u>株主総会プロセスの電子化</u></p> <p>株主総会の招集通知添付書類の電子提供については、その開示情報の充実等を図るべく、株主の個別承諾なしに、書面に代えて電子提供できる情報の範囲を拡大し、原則電子提供とする方向で、新たな制度の整備に向けた検討を進める。</p> <p>&lt; 主な対応状況 &gt;</p> <p>法制審議会において、会社法制の見直しとして株主総会の招集通知添付書類の原則電子化に関する審議がされる予定である。</p> <p>「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」のフォローアップ会議が開催され報告書公表後の動向についての調査結果が報告されている。</p>